

指定解除形質変更時要届出区域台帳

富田林市

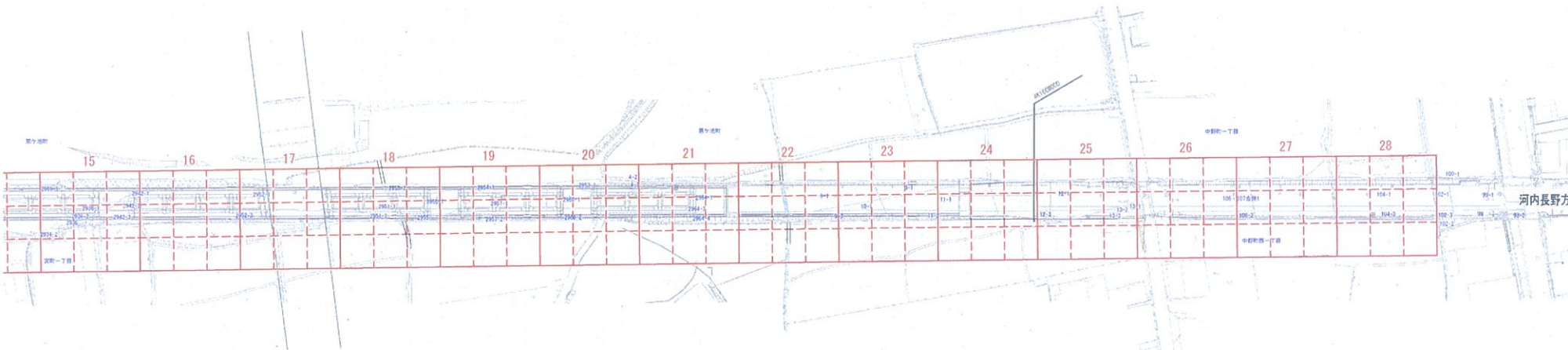
整理番号	整-30-2	解除年月日	平成30年11月27日	所在地	富田林市桜井町二丁目1447番1、1448番1の一部	
調製・訂正年月日						
整理番号	整-29-1	指定年月日・指定番号	平成29年5月24日 指-3号	所在地	富田林市桜井町二丁目1243番1、1243番3、1243番5、1244番1、1244番2、1245番3、1447番1、1448番1、1448番3、1448番7、1449番1、1449番3、1449番5、1451番3の各一部、1245番1、1451番1、栗ヶ池町8番1、11番1、11番2、12番1、13番1、13番2、13番3の各一部、12番3、中野町一丁目104番1、104番3、106番・107番合併1、106番2の各一部	
形質変更時要届出区域の概況		鉄道用地		面積	2379.55m ²	
形質変更時要届出区域に関する情報	法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨			法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域		
	土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由			調査対象区画が多数あるため、一部の区画において調査の省略。		
	汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置			-		
	第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあつては、その旨			-		
	形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称
		平成29年5月8日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		全日本コンサルタント株式会社
	平成30年11月6日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境総合リサーチ	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成29年6月8日	平成35年3月31日	・パイルベント式擁壁工に伴う基礎杭打設、掘削、盛土 ・盛土補強土壁工に伴う土留杭打設、掘削、盛土	近畿日本鉄道株式会社	有・無	掘削除去
					有・無	

指定解除に関する情報	解除面積	194.1564㎡（平成30年11月27日）
	形質変更時要届出区域の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置	調査を省略した区域について、調査を実施し基準に適合することが確認されたため。
	形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合 にあつては、その旨	

備考1 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。



S=1/1200



 解除の申請範囲 : 194.16m²

形質変更時要届出区域の面積
(面積はCAD求積とする)

A1: 335.7392m ²	A24: 359.2789m ²
A2: 301.9615m ²	A25: 357.7394m ²
A3: 248.2708m ²	A26: 202.9538m ²
A4: 194.1564m²	A27: 305.5062m ²
	A28: 73.9426m ²
計 : 2,379.5488m ²	